

介護職員初任者研修（通学制）学則

- (1) 事業者の名称、本店所在地、代表者の氏名及び研修実施主体の名称及び所在地
事業者の名称：株式会社アズ・ライフケア
本店所在地：東京都中野区本町 1-12-8
代表者： 代表取締役 佐藤 不二雄
研修実施主体の名称及び所在地： 株式会社アズ・ライフケア 船橋教室
千葉県船橋市本町 1-19-20 久左衛門ビル 2F
- (2) 研修事業の名称
あずみ苑介護職員初任者研修
- (3) 研修の種類
介護保険法施行令に基づく介護職員初任者研修
- (4) 研修事業の目的
介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。
- (5) 研修課程（通学または通信）
介護職員初任者研修課程 通学
- (6) 講義・演習室名及び住所
株式会社アズ・ライフケア 船橋教室
千葉県船橋市本町 1-19-20 久左衛門ビル 2F
- (7) 演習及び実習施設
株式会社アズ・ライフケア船橋教室には演習のため次の備品を備える。

| | |
|----------|------|
| ベッド | 4台 |
| 車椅子 | 4台 |
| 浴槽 | 1セット |
| ポータブルトイレ | 4セット |
- (8) 講師一覧
講師一覧については、それぞれ研修の指定申請時等に添付資料として提出するものとする。
- (9) 使用テキスト一覧
介護職員初任者研修課程テキスト
第1巻 介護・福祉サービスの理解
第2巻 コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解
第3巻 こころとからだのしくみと生活支援技術
発行者名： 株式会社日本医療企画
- (10) 受講資格
受講資格は次の通りとする。
心身ともに健康で、将来介護の仕事に従事される予定の方、またはすでに介護の仕事に従事されている方。

(11) 広報の方法

広報や受講者の募集は主に Web 媒体を通じて行う。その際、千葉県知事の指定を受けずに受講者の募集は行わない。また、募集を行う場合には、必ず当該研修に係る指定の番号及び日付を明示するものとする。

(12) 情報開示の方法

情報開示は下記のホームページ上で行う。

ホームページのアドレス <http://www.azumien.jp/cp/training.html>

(13) 受講手続き方法

受講を希望する方は、指定期限までに受講申込書を提出し受講料を納付する等、必要な受講申込手続きを完了しなければならない。応募者多数の場合は先着順とする。

なお、受講日までに以下のいずれかの方法により本人確認をするものとする。

(a) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出

※確認日から3ヶ月以内に発行されたものとする。

(b) 住民基本台帳カードの提示

(c) 在留カード等の提示

(d) 健康保険証の提示

(e) 運転免許証の提示

(f) パスポートの提示

(g) 年金手帳の提示

(h) 国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

(14) 受講料及び支払い方法

介護職員初任者研修の受講料は次の通り。

受講料 68,000 円 (税別) 73,440 円 (税込)

テキスト代 6,000 円 (税別) 6,480 円 (税込)

総額 74,000 円 (税別) 79,920 円 (税込)

但し、経済状況を勘案し受講料改定もあり得る。

支払い方法は所定の銀行口座への振り込みによるものとする。

(15) 解約条件及び返金の有無

受講申込手続き完了後の解約については、研修期間内において解約申出を受け、受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ、銀行口座への振込みにて返還を行う。

(16) 受講者の個人情報の取扱い

当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(17) 研修修了の認定方法

次の修了基準を満たしたと認められる者に対し修了証明書を発行するものとする。

- ・ 130時間の研修（講義及び演習）のすべてを履修している。
- ・ 介護技術習得度合いを所定の習得度評価シートを用いて判断し、総合評価が「A=良くできる」「B=概ねできる」「C=できない」のうち、「A」もしくは「B」である。
- ・ 修了評価として1時間の筆記試験（修了評価テスト）を実施し正答率が70%以上である。

(18) 補講の方法及び取扱い

- ・受講生が修了評価テストの正答率が70%を超えない場合、必要に応じて補講等を行い、再度筆記試験を実施し、受講生の理解を確認する。また、介護技術習得度合いが修了基準に達していない場合は補講を行い、評価「B」以上に達することを確認する。
- ・受講生がやむを得ない事由により研修の一部を欠席した場合は、補講を行うことができる。ただし、補講は原則として研修開始日より8ヶ月以内とするが、やむを得ない場合は研修開始日から1年6ヶ月以内とする。
- ・実技演習以外の補講については、当該科目のビデオ視聴や当該科目担当講師へのレポート提出を補講に代えることができる。
- ・補講の費用は当面無料とする。

(19) 受講中の事故等についての対応

店舗総合保険及び賠償責任保険に加入する。(当社負担)

(20) 研修担当者及び連絡先

植田 作
株式会社アズ・ライフケア 管理部介護課
東京都中野区本町 1-12-8
電話 03-6316-1813

(21) 苦情相談担当者及び連絡先

植田 作
株式会社アズ・ライフケア 管理部介護課
東京都中野区本町 1-12-8
電話 03-6316-1813

(22) 研修責任者及びその役職

野口 和之 (運営部 企画グループ 統括責任者)

(附則) 本学則は平成28年6月1日施行とする。

(附則) 本学則は平成28年7月27日施行とする。

(附則) 本学則は平成29年6月1日施行とする。